



平成31年3月3日

あきる野市



学童クラブ育成料の口座振替による 誤収納について

1 概要

平成31年2月28日引き落としの平成30年度2月分の学童クラブ育成料の口座引き落としの際に、次年度入会予定となっている児童に係る学童クラブ育成料を誤って口座引き落とししてしまったことが、複数の保護者からの問い合わせで判明いたしました。

2 内容

次年度の学童クラブの入会処理を行った際に、学童クラブ育成料の納期限を新年度の納期限に変更すべきところ、4月から5月の10連休が納期限に係ることから、納期限の変更を保留していた状態で、2月分の口座振替データを作成した。

このため、次年度入会予定児童の口座振替データが、今年度入会児童の2月分口座振替データと合わせて作成されたことにより、次年度入会予定児童の2月分の学童クラブ育成料を口座から誤って引き落とししてしまったもの。

3 対象者等

(1) 対象者

来年度、学童クラブに入会予定となっている児童の内、今年度以前に口座振替納付の手続をされている方。

(2) 対象人数及び対象額

620人 1人当たり3,000円 総額1,860,000円

4 今後の対応

引き落としされた方の確認を行い、引き落とし口座へ3月中旬までに還付する予定です。

また、今後はこのようなことを起こさないよう、事務作業のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。